令和７年６月５日
主催：神戸東労働基準協会

「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」（再教育）のご案内

労働安全衛生法第 60 条の２では、フォークリフト運転業務等の危険又は有害な業務に従事する者に対しては、一定期間ごとに、安全衛生教育（再教育）を行うよう努めなければならないと定められています。

労働災害は、作業に慣れてきた頃に被災する傾向が見られます。

この度、フォークリフト運転業務従事者に対する標記教育を開催するので是非、この機会に受講いただき、労働災害防止にご活用いただきますようお願いします。

１　日時　令和７年９月２４日（水）８：５０～１６：２０頃

２　会場　神戸東労働基準協会 研修室
神戸市中央区八幡通 3-2-5 IN 東洋ビル６階（各線三宮駅下車南へ約８分）

３　対象　フォークリフト運転技能講習修了者で一定期間（概ね５年）経過した方

４　定員　２０名

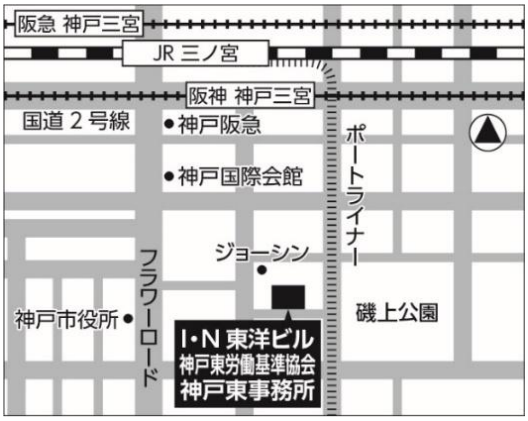

５　講習科目・時間割　　受付開始 8:30～
8:50～ 9:00　　開会・ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ
9;00～11:00　　最近のﾌｫｰｸﾘﾌﾄの特徴
11:10～12:10　　ﾌｫｰｸﾘﾌﾄの取扱いと保守管理
12:10～13:00　昼食
13:00～14:00　　ﾌｫｰｸﾘﾌﾄの取扱いと保守管理
14:10～16:10　　災害事例・関係法令
16:10～　　修了証交付

６　受講料（税込）
協会員（＊）　　９，４０５円（受講料 7,700 円、テキスト代 1,705 円）
＊神戸東、神戸西労働基準協会員
非会員　　１１，６０５円（受講料 9,900 円、テキスト代 1,705 円）
料金は、申込日から 15～20 日以内をメドに下記口座へ振込願います。
振込手数料はご負担下さい。
ただし、締切日直前の申込の場合は、講習５日前までに振込願います。

＊振込先 三井住友銀行三宮支店 普通口座 ３１９２２１６ 神戸東労働基準協会

７　申込方法　当協会ＨＰから WEB 予約システムへ（申込締切：1/10）
なお、受講対象となる「フォークリフト運転技能講習修了証」を WEB 予約システムの資格証明書にアップロードしてください。

８　準備品　受講票、筆記用具、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）、フォークリフト運転技能講習修了証

９　その他
・会場には公共交通機関でお越し下さい。
・遅刻、早退等は受講時間不足につき原則修了証は交付できません。
・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は受講日の５日前までに申出下さい。